

# 郡山市発注工事における専任の主任技術者等の取扱いについて

平成26年4月  
郡山市契約課

郡山市発注工事における専任の主任技術者又は監理技術者（以下、主任技術者等という。）については、今回下記のとおり専任が必要な期間等を整理しましたのでお知らせします。

## 記

### 1 専任の主任技術者等の配置

専任の主任技術者等は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査の日）までの期間、専任配置であることが必要となります。

ここでいう「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味しており、他の工事に係る技術者となることはできません。

### 2 専任が必要な期間において専任が免除される場合

次の(1)の場合は、主任技術者の兼務が可能です。また、(2)～(4)の期間については、主任技術者等は、他の工事に係る主任技術者等と兼務できるものとします。(5)については、配置の必要がありません。

(1) 施工に当たり相互に調整を要する近接工事（ただし、専任の監理技術者を配置しなければならない工事を除く）における主任技術者と兼務する場合

※ 郡山市発注工事以外でも、工事対象の工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の間隔が10km程度の近接した工事の場合は、当面、同一の専任の主任技術者により2件の工事を管理することを認めることがあります。

(2) 契約後の準備期間や他契約工事の関係等で、工事（起工測量、資機材搬入、伐根除草等の準備工を含む）に着手していない期間

(3) 工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間

(4) 発注者から工事の全部について中止命令が出された期間（ただし、一部中止の場合を除く）

(5) 完了検査日以降工期末日までの期間（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の検査までの専任が必要）

### 3 主任技術者等の専任配置が必要な期間の概略図

